

人権を学ぶ・考える ～女性の人権～

普段何気なく使っている言葉に、性別による固定的な役割分担の考えに基づいた「男は仕事、女は家庭」という意識が残っていませんか？

また、社会では「男の方が優れている」といった男性優位の意識もあります。

このような、社会的・文化的につくられた性差をジェンダーといいます。

ジェンダーの例には、子どもの頃ごく当然のように使われてきた学校の出席簿が男の子が先で女の子が後であったり、よく言う「女の子はおしとやかにしなさい。」「男の子なんだから泣くんじゃない。」などが挙げられます。

なぜ、男が先で女が後なのかを、何も考えずに刷り込まれてしまったら疑いを持たなくなります。当たり前のこととして刷り込まれてしまうことにより「ジェンダー意識」は再生産されます。

日本国憲法では、男女同権や平等を定めています。また、1945年「国際連合憲章」、1948年「世界人権宣言」にも男女同権の規定が含まれ、誰もが自由で幸せになる権利が認められていました。

しかし、例えば国の政治の決定にかかわる国会議員は、圧倒的に男性が占めています。また、働く女性は増えていますが、日本の女性の労働力率の推移は、結婚や出産を機に退職し、子育てが一段落してから再就職するという「M字型曲線」を示しています。この現象は、先進国の中では、日本だけにみられる現象で、女性が出産・育児をしながら働き続けることが困難な現状を表しています。

男女が互いに人権を尊重しつつ責任をわかちあい、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別にかかわらず個人として尊重されることが大切です。